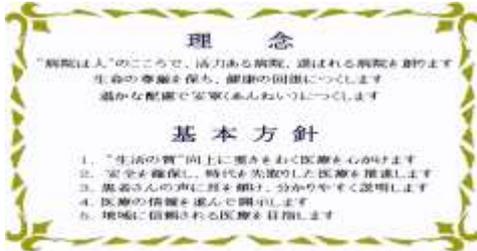


令和 元年 9月 1日 発行
KKR札幌医療センター
〒062-0931
札幌市豊平区平岸1条6丁目3-40
電話(011)822-1811
<http://www.kkr-smc.com>

(2019-9号)



早期胃癌に関して

消化器センター長 関 英幸

皆さん、早期胃癌に関心はありますか？

胃癌の原因は大多数がヘリコバクターピロリ（いわゆるピロリ菌）です。

現在、癌年齢となった日本人では、ほとんどの方が幼少時にピロリ菌に感染しています。ピロリ菌に感染すると胃粘膜に慢性の炎症が発生し、萎縮性胃炎となります。胃癌はその萎縮した胃粘膜から発生することが非常に多いといわれています。ですから胃癌の予防にはピロリ菌の除菌をすることがとても有効です。しかし、除菌を行ったとしても萎縮性胃炎はすぐには改善しません。ピロリ菌のいない萎縮した胃粘膜から癌が発生することもよくあります。

皆さん、癌にはなりたくないと思われるでしょうが、早期胃癌はほぼ完治します。

どうしたら良いでしょうか。内視鏡検査を受けてください。内視鏡で発見された症状のない胃癌であれば内視鏡治療で治癒する可能性が非常に高いといわれています。当院は早期胃癌の内視鏡治療が得意であり、年間の手術件数は北海道でも常に上位で、今までに1000件を超える内視鏡手術を行っています。更に、当院の治療は合併症がとて少なく安全であると評判です。

早期胃癌に関心のある皆さん、当院での内視鏡検査をお勧めします。

当院は≪敷地内全面禁煙≫となっております

医療費と消費税

医事課長 服部 誠

猛暑だったこの夏。3日続いた熱帯夜が懐かしいほどに、9月に入り朝晩めっきり涼しくなって参りました。テレビでは早くもスタッドレスタイヤのCMが流れ、テレビに映る冬景色にもう少し秋を感じさせて欲しいと思うのは私だけでしょうか。

さて、10月1日の消費税率の引き上げを目前に控え、今号では医療費と消費税にふれさせていただきます。

まず、消費税改定と時を同じく、診療報酬の一部が引き上げとなります。私ども医療機関は医薬品をはじめとする「仕入れ」は課税取引により行う一方で社会保険による「診療行為」は非課税取引となりますため、患者さんから消費税を受け取ることはございません。しいていまして、厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には消費税を反映した額が設定されています。今回の改定は増税となる2%相当分を上乗せする形で行われます。過去の平成元年の消費税導入時、平成9年、平成26年の引き上げ時においても同様の改定が行われてきました。

今改定により具体的に何が変わるといいますと初再診料、入院基本料といった基本部分が引き上げられ、DPC/PDPSにおける各点数・係数の変更と、薬価基準、材料価格基準が現行の実勢価格に対し上乗せとなります。料金変更の一例としてご案内しますと、初診料は現行の282点から288点に引き上げとなり、3割負担の方ですと現在の約850円から変更後は約860円に約10円の負担が増えることとなります。

また、課税取引となる保険外負担は、10月1日利用分から新料率が適用となります。差額室料、診断書、選定療養費（他の医療機関の紹介によらない初再診時の特別の料金）、セカンドオピニオン料金、病衣、オムツ等日常生活上のサービスに係る物品、診療情報開示手数料、予防接種料金等が対象となります。金額等の詳細は院内掲示をご確認ください。

こうした家計の負担増を踏まえ、行政では低所得者・子育て世帯（0～2歳児）を対象に消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、25%のプレミアムが付いた「さっぽろプレミアム商品券」を発行しています。この商品券は医療機関での支払いで使用できるとありまして、当院での医療費のご負担にもご利用できるように、取引事業者としての登録を済ませました。ご希望の方は医事課窓口までお申し出いただければと思います。

これからますます寒暖の激しい季節となってまいります何方様もどうかご自愛ください。